

徳島中央テレビ株式会社 CATV 加入契約約款

徳島中央テレビ株式会社(以下「JCTV」とい)と、JCTV が提供する CATV サービスを受ける者(以下「加入者」とい)との間に締結される契約(以下「本契約」とい)は、次の条項によるものとする。

第 1 条 JCTV はサービス提供区域(以下「業務区域」とい)において、サービス提供に必要な全施設を設置するとともにその維持及び運営に当たる。また、加入者に次のサービスを提供する。

(1)テレビジョン放送(多重放送含む)を有線により同時再送信するサービス。
(2)デジタルデータ放送の同時再送信するサービス
(2)自主放送番組を有線により放送するサービス
(3)上記業務に付帯するサービス

第 2 条 (契約の単位) 本契約は、世帯ごとに行う。但し、同一世帯であっても別棟の場合は、別世帯として扱うものとする。また、集団一括加入等については別途定めるものとする。

第 3 条 (契約の成立) 本契約は加入者がこの契約を承認し、別に定める加入申込書を提供し、JCTV がこれを承諾したときに成立する。ただし、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、その他やむを得ない場合、JCTV は加入の承諾を撤回することができるものとする。また、JCTV はこれにともなう賠償責任を負わないものとする。

2. 加入者は、引込線の設置工事を行うにあたり、あらかじめ土地・家屋所有者その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日紛争が生じた場合、JCTV はこれにともなう責任を負わないものとする。

第 4 条 (最低利用期間) JCTV のサービスにおける最低利用期間は 1 年とし、その起算日は課金開始日とする。

第 5 条 (料金) 加入者は、下記に掲げる料金を JCTV に支払うものとする。

(1)加入金 (2)新規登録手数料 (3)引込工事費 (4)宅内工事費 (5)月額利用料 (6) 有料番組のサービス利用料

2. 月額利用料はサービスの提供を受け始めた日の属する翌月から、毎月支払うものとする。

3. 月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会(NHK)の放送受信料および株式会社 WOWOW の加入金と利用料は含まない。但し、加入者の希望によりNHK衛星放送を受信する場合、JCTV とNHKとの委託約定によりNHK 放送受信規約による放送受信料の代理集金を行うことができるため、加入者の意志、選択により JCTV の月額利用料に合算し支払うことができる。

4. 有料番組のサービスの提供を受けた場合には、前号の月額利用料の他に、その料金を支払うものとする。また、月単位の有料番組のサービスの利用を解除する場合は、解除する月の 25 日までに、甲に申し出るものとする。その日を過ぎた場合、加入者は JCTV に翌月の利用料を支払うものとする。

5. 利用料金一覧表による料金の細目、金額は、社会情勢、JCTV の提供するサービスの内容等により変更されることがある。

第 6 条 (料金の支払い方法) 加入者は JCTV に加入金・新規登録手数料・利用料・工事費等について別途 JCTV が指定する方法により支払うものとする。

第 7 条 (延滞利息) 加入者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとする。

第 8 条 (保守責任及び免責事項) JCTV は JCTV の設備の維持管理責任を負うものとする。但し、加入者は、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとする。

2. 甲が第 1 条第 1 号及び第 2 号に定める再送信業務を、月のうちにひきつづき 10 日以上行わなかった場合には、当該月分の料金は第 5 条の規定にかかわらず無料とする。

第 9 条 (施設の設置及び費用の負担等) JCTV は JCTV のサービスを行うための施設(以下「本施設」とい)のうち、放送センターからタップオフ(受信者端子分歧器)までの施設の設置に要する費用を負担するものとす

る。

2. 加入者は本施設のうちタップオフの出力端子以降の施設の設置に要する費用を負担するものとする。

3. 本施設のうち放送センターから保安器または光受信装置までの施設(以下「JCTV 施設」とい)は JCTV が所有するものとし、JCTV 施設以降(保安器の出力端子または光受信装置以降)の施設(以下「加入者施設」とい)は加入者が所有するものとする。

4. JCTV のサービスを提供するために必要な施設の設置工事ならびに保守については JCTV および JCTV の指定する業者が行う。
5. 加入者は、JCTV のサービスを提供する為に必要とする施設と、加入者が契約している以外の受信設備及び受信機とを相互に接続してはならない。また、加入者が加入者施設の増設等の変更を行う場合は、事前に JCTV の承諾を得るものとする。

第 10 条 (ホームターミナルならびに、デジタルセットトップボックスの貸与) JCTV はホームターミナル(以下「HT」とい。)およびセットトップボックス(以下「STB」とい。)を契約内容に応じて貸与するものとする。ただし、解約時および解除時、その他契約の終了時には、加入者はHTおよびSTBを返還するものとする。なお、加入者の故意または過失によりHTおよびSTBを紛失または破損等をした場合、その修理、補償に要する費用は加入者が負担するものとする。

第 11 条(B-CASカードならびにC-CASカードの取扱について) デジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」とい。)に関する取扱については、株式会社ビエース・コンディショナルアクセスシステムの「CATV 専用 B-CASカード使用許諾契約約款」(KB0008A)に定めるところによる。
2. デジタルCATV放送限定受信用ICカード(以下「C-CASカード」とい)はJCTVに帰属し、JCTVの手配による以外の追加・変更・改竄は禁止し、それらが行なわれたことによる甲および第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとし、STBの解約時および解除時は、JCTVにただちに返還するものとする。また、加入者が破損または紛失した場合には、その損害分をJCTVに支払うものとする。

3.加入者がペアレナタルロックのパスワードを忘れて、JCTV にパスワードの解除を申し出た場合、乙は甲に解除手数料を支払うものとする。
第 12 条(便宜の提供) 加入者は JCTV の指定する業者が、設備の検査、修理を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

第 13 条(故障) JCTV は、加入者から JCTV の提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。

但し、受信異常が加入者の所有する受信設備及び受信機に起因する場合はこの限りではない。
2.加入者は JCTV の提供するサービスの受信設備に異常を来たしている原因が加入者の設備による場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとする。
3.加入者は加入者の故意又は過失により、JCTV の提供するサービス施設に故障が生じた場合はその施設の修復に要する費用を負担するものとする。
第 14 条(一時停止等) 加入者は、JCTV の提供するサービスの一時休止またはその再開を希望する場合は、直ちに JCTV にその旨を所定の文書により申し出るものとする。但し休止期間は、最長 1 年間とする。
(1)JCTV は一時停止の申し出を受理した後、JCTV の提供するサービスの停止とHT、STB及び引込線の撤去を行うものとする。また撤去にともなう費用は、加入者の負担とする。
(2)JCTV は再開の申し出を受理した後、JCTV の提供するサービスの再開とHT、STBの取付を行うものとする。

2. 前項の場合、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第 5 条の規定にかかわらず無料とする。また再開にともなう費用は、加入者の負担とする。

第 15 条(設置場所の変更等) 加入者はJCTVの事業区域内に限り、テレビジョン受信機及び受信機の設置場所を変更することができる。
2. 加入者は前項の規定により、テレビジョン受信機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、JCTV にその旨を所定の文書にて申し出るものとする。

3. 移転工事はJCTVまたはJCTVの指定する業者が行うものとし、加入者は前項の規定に伴う移転工事に要する費用を負担するものとする。
第 16 条(名義変更) 次の場合において加入者の異動が生じるときは、JCTV の確認を得て、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとする。

(1)相続の場合。
(2)新加入者が加入契約に定める旧加入者受信機の設置場所において、甲のサービスを受けることについての旧乙の権利業務を継承する場合。

2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は甲に名義変更手数料および B-CAS カード、C-CAS カード再発行手数料を添えて所定の文書で申し出るものとする。
第 17 条(加入契約等の解除) 加入者は加入契約、または HT 及び STB の追加利用を解除しようとする場合は、ただちに JCTV にその旨を所定の文書にて申し出るものとする。また、1 年以内の解除は出来ないこととする。

2. 解約の際には、加入者は第 5 条の規定による利用料を解約の日の属する月分まで支払うものとする。

3. 解約の際には JCTV は JCTV の施設を撤去するものとする。ただし、撤去にともなう費用は加入者が負担するものとする。

4. 解約の後でも、解約の前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとする。加入契約が解除となった場合において、すでに支払われた料金等については返還しないものとする。

5. 解約の後でも、解約の前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとする。

第 18 条(料金延滞による契約の強制解除及び再開) JCTV は加入者が月額利用料を 3 ヶ月以上延滞した場合は、受信設備を切断し、契約を破棄するものとする。なおサービス停止後も加入者の支払い義務は存続し、残金を請求することができる。加入者がサービスの再開を希望する場合は、残金を清算した後、新規加入と同等の扱いとする。

第 19 条(加入者の業務違反による停止) JCTV は加入者にこの規約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催告の上、サービスの提供を停止することができる。

第 20 条(天災に関する事項) 施設には保安装置が設けられているが、落雷等により、加入者の受信機が破損した場合は、JCTV の責任外とする。

第 21 条(放送内容の変更) JCTV は次の場合放送内容を予告なく変更することができる。なお、それに伴う損害賠償等の請求には応じないものとする。

(1)天災事変その他の非常事態が発生した際または発生の恐れがある場合

(2)JCTV の事情により放送内容の変更の必要が生じた場合

第 22 条(契約により取得する個人情報の利用目的) JCTV が契約により取得する個人情報の利用目的は次のとおりとする。

(1)JCTV のサービスを行うための配送、設置、施工、保守、撤去、課金、請求、回収、催促、集金等の業務

(2)JCTV のサービスに付帯するサービス業務(NHK 団体一括、パイチャネルなど)

(3)JCTV のサービス内容に対する問合せ、変更、解約、苦情等の対応業務

(4)加入者の希望による、個人情報に係る開示、訂正、停止、削除の請求に基づく対応業務

(5)JCTV のサービスの各利用・販売促進に関する情報の提供

(6)「個人情報の保護に関する法律(第 23 条第 1 項)」に基づく情報の第三者提供

第 23 条(定めなき事項) この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、JCTV および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

第 24 条(約款の改正) JCTV は、この約款を総務大臣に届け出た上、改正することができるものとする。

JCTV がこの約款を改正した場合には、その旨並びに改正約款の効力発生日を加入者に通知するものとする。

(付 則)
1. JCTV は特に必要がある場合にはこの約款に特約を付することができるものとする。
2. 一括加入・業務用等の契約については別に定めるものとする。
3. この約款は平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

(別 表)
1.加入金等

加入契約金	63,000 円
新規登録手数料	5,250 円
引込工事費	26,250 円

2.月額利用料

基本利用料	月額 3,675 円	HT 1 台使用料含む
HT 追加料	月額 1,050 円	2 台目以降、1 台に付き

(アナログ)

基本利用料	月額 3,990 円	STB1 台使用料含む
STB 追加料	月額 1,575 円	2 台目以降、1 台に付き

3.有料番組利用料 別に定める金額

4.工事費等

宅内工事費	実費
点検・補修費	実費
移転工事費	実費
撤去工事費	実費
その他工事費	実費

5.手数料等

名義変更手数料	3,150 円	
再開手数料	3,150 円	工事費用は別途実費
解約手数料	3,150 円	
ペアレナタル解除手数料	525 円	1 回につき
STB	1 台につき 52,500 円	加入者の事因による破損・紛失等は加入者負担
HT	1 台につき 31,500 円	
B-CAS カード再発行	1 枚につき 3,150 円	
C-CAS カード再発行	1 枚につき 3,150 円	
STB 用リモコン	1 個につき 2,940 円	加入者負担(消耗部品)
HT 用リモコン	1 個につき 3,150 円	

第 23 条(定めなき事項) この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、JCTV および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

第 24 条(約款の改正) JCTV は、この約款を総務大臣に届け出た上、改正することができるものとする。

JCTV がこの約款を改正した場合には、その旨並びに改正約款の効力発生日を加入者に通知するものとする。

(付 則)
1. JCTV は特に必要がある場合にはこの約款に特約を付することができるものとする。
2. 一括加入・業務用等の契約については別に定めるものとする。
3. この約款は平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

(別 表)
1.加入金等

加入契約金	63,000 円
新規登録手数料	5,250 円
引込工事費	26,250 円

2.月額利用料

基本利用料	月額 3,675 円	HT 1 台使用料含む
HT 追加料	月額 1,050 円	2 台目以降、1 台に付き

(アナログ)

基本利用料	月額 3,990 円	STB1 台使用料含む
STB 追加料	月額 1,575 円	2 台目以降、1 台に付き

3.有料番組利用料 別に定める金額

4.工事費等

宅内工事費	実費
点検・補修費	実費
移転工事費	実費
撤去工事費	実費
その他工事費	実費

5.手数料等

名義変更手数料	3,150 円	
再開手数料	3,150 円	工事費用は別途実費
解約手数料	3,150 円	
ペアレナタル解除手数料	525 円	1 回につき
STB	1 台につき 52,500 円	加入者の事因による破損・紛失等は加入者負担
HT	1 台につき 31,500 円	
B-CAS カード再発行	1 枚につき 3,150 円	
C-CAS カード再発行	1 枚につき 3,150 円	
STB 用リモコン	1 個につき 2,940 円	加入者負担(消耗部品)
HT 用リモコン	1 個につき 3,150 円	